

保護観察・社会復帰支援施策の充実，
社会内処遇における新たな措置の導入及び
施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方
（考えられる制度・施策の概要）

保護観察・社会復帰支援施策の充実，社会内処遇における新たな措置の導入及び施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方（考えられる制度・施策の概要）

第1 特別遵守事項の種類の追加

更生保護法第51条第2項各号に定める特別遵守事項の種類に，次のものを加えるものとする。

- 1 更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であって，特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けること。
- 2 正当な理由なく，一定の時間帯は，特別遵守事項により宿泊を義務付けられた施設から，その管理者に無断で外出をしないこと。

【検討課題】

- 宿泊を義務付けられた更生保護施設からの外出禁止の必要性・相当性
 - ・ 保護観察付全部猶予者について，遵守事項違反があり，更生保護施設への宿泊が義務付けられた後，夜間に同施設の門限を守らず外出し，問題性のある者と接触するなどしているため，再犯のおそれが高まっているときなどに対応するため，当該施設からの外出禁止を義務付けることができるようにする必要があるか。
 - ・ 宿泊を義務付けた上で外出を禁止できるようにすることは相当か。
 - ・ 外出の許可・不許可の判断ができるような更生保護施設の管理者を常時配置することができるか。

第2 犯罪被害者等の視点に立った処遇の充実等

- 1 刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度
 - (1) 刑事施設の長は，受刑者に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み，被害者その他の法務省令で定める者から申出があったときは，法務省令で定めるところにより，その心情等を聴取し，受刑者に伝達するものとし，ただし，その聴取又は伝達をすることが相当でないと認めるときは，この限りではないものとする。
 - (2) 刑事施設の長は，(1)の聴取又は伝達について，地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。
 - (3) 少年院の長は，在院者に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み，被害者その他の法務省令で定める者から申出があったときは，法務省令で定めるところにより，その心情等を聴取し，在院

者に伝達するものとし、ただし、その聴取又は伝達をすることが相当でないと認めるときは、この限りではないものとする。

(4) 少年院の長は、(3)の聴取又は伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。

2 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するよう努めなければならないものとする。

第3 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進等

1 【保護観察の仮解除】

(1) 保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、遵守事項又は生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができるものと認めるときにするものとする。

(2) 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、仮に解除する処分を取り消さなければならないものとする。

2 【刑の執行猶予中の保護観察の解除】

刑の執行猶予中の保護観察について解除することができるものとする。

【検討課題】

- 刑の執行猶予中の保護観察の解除
 - ・ (仮解除に加えて) 解除の仕組みが必要となるような事案はあるか。
 - ・ 裁判の内容を事後的に変更する相当性があるか。
 - ・ 判断は地方更生保護委員会が行うべきか、裁判所が行うべきか。
 - ・ 解除の要件及び手続をどのようなものとするか。
 - ・ 解除の仕組みによってどのような処遇効果が期待できるのか。

第4 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用の在り方等

1 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

- 2 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、少年鑑別所又は刑事施設に收容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。
- 3 2の收容の期間は、10日間とする。

【検討課題】

- 対象者
 - ・ 若年者に限るか否か。
- 收容を伴う鑑別の手続その他
 - A案** 現行の留置制度（更生保護法第80条）と組み合わせた制度とする。
 - B案** 現行の留置制度とは別の新たな制度を設ける。

第5 更生保護事業の体系の見直し

1 更生保護事業の体系の見直し

- (1) 「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」とし、更生保護施設に宿泊させて行う社会生活に適應させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。
- (2) 「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」とし、金品を給与し、又は貸与することに加え、通所又は訪問による継続的な保護を行い、地域定着を助ける事業でもあることを明文化するとともに、「社会生活に適應させるために必要な生活指導（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）」を行えることを明文化する。
- (3) 「連絡助成事業」を「更生保護連携拠点事業」とし、現行の連絡助成事業の内容に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を加える。

2 参入の要件

- (1) 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- (2) 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は更生保護連携拠点事業を営もうとするものは、法務大臣に届け出なければならないものとする。

3 その他

更生保護法第58条第6号に定める補導援護の方法及び同法第85条第1項に定める更生緊急保護の方法について、社会生活に適應させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。

第6 運用において対応すべき事項

- 1 保護観察処遇における新たなアセスメントツールの開発及び新たな処遇手法の開発
 - (1) 保護観察処遇の充実のため、対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発するとともに、評価結果を踏まえ、罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備する。
 - (2) 新たなツールを用いたアセスメント結果を含めた処遇の状況について、前刑から後刑に引き継がれるための方策を充実するとともに、社会内処遇における新たな処遇手法として開発したガイドライン又はプログラムと施設内処遇とが連続性ある内容にするなど、施設内処遇と社会内処遇とで一貫性ある指導内容とする。
- 2 更生保護施設における宿泊の義務付け
保護観察官が更生保護施設で指導監督を行うことができる体制の整備を検討し、当該整備がなされた更生保護施設については、遵守事項違反があったときに濃密な処遇を行う場合など、改善更生のために特に必要と認められるときに、更生保護法第51条第2項第5号で同施設への宿泊を義務付ける運用を行う。
- 3 より犯罪被害者等の視点に立った指導
具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。
- 4 外部通勤作業及び外出・外泊の活用等
刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図るため、以下の取組を行う。
 - (1) 矯正施設と更生保護官署との連携を強化するとともに、更生保護施設や雇用主の協力を得て、外部通勤作業及び外出・外泊の環境を整備し、これらの活用を促進する。更生保護施設が受刑者等の外出・外泊を受け入れることについて、更生保護事業法上の収益事業の収益を充てることができる「公益事業」として更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）に規定する。
 - (2) 職員の監督の下で行う刑事施設外処遇を拡大するとともに、受刑者の状況に応じて施設や居室区画を変更するなど、刑事施設内の開放的な処遇の拡大に向けた取組を推進する。
 - (3) 更生保護施設の宿泊義務付けを活用するなどして施設内から社会内に円滑に移行できるよう仮釈放後の段階的な処遇を実施する。